

令和4(2022)年度とちぎユースチャレンジ応援事業 募集要項

1 事業の目的

とちぎユースチャレンジ応援事業（以下「当事業」という。）は、若者が自ら提案し、主体的に実行する企画を募集し、その優れたものに対して活動費の補助及びアドバイザーによる助言・指導等を行うことにより、若者が考える社会的・地域的な課題の解決を図るとともに、社会をよりよくする若者を育成・輩出し、そのネットワークを広げることを目的とするものです。

2 事業の概要

各団体の事業の実施にあたっては、県が主催する研修及び審査会、報告会に参加することを基本とします。

	4月	5月	6月	7月	8月～1月	2月	3月
① エントリーシートの提出	■		5月19日(木)消印有効				
② キックオフ研修		◆	5月28日(土) とちぎ青少年センター				
③ 企画提案書の提出			■		5月28日(土)～6月16日(木)必着		
④ 審査会【プレゼンテーション】				◆	7月2日(土) とちぎ青少年センター		
⑤ 事業の実施				■		1月末まで	
⑥ ブラッシュアップ研修				■		2月末まで	
⑦ 補助金申請手続き				■		1月末まで	
⑧ 活動成果報告会			2月25日(土) とちぎ青少年センター				◆

(1) キックオフ研修【5月28日(土)：とちぎ青少年センター】

エントリーシートを提出した全ての団体に対して、講師や過去参加団体等から、企画を実行するために必要な指導・助言を行います。（全参加団体受講）

(2) 審査会【7月2日(土)：とちぎ青少年センター】

キックオフ研修を踏まえて、審査会への参加を希望する団体が検討した事業計画に関するプレゼンテーションの審査を行います。審査の結果、補助対象事業（団体）を決定します。

(3) ブラッシュアップ研修の実施【応募区分Bの各団体で決定した日時・場所】

各団体の活動や参加メンバーのスキルアップを図ることを目的として実施します。アドバイザーから指導・助言を受けることができます。（実施回数：1回、応募区分Bの団体）

(4) 活動成果報告会の実施【2月25日(土)：とちぎ青少年センター】

各団体の事業やその成果を発表し、他団体のメンバーや講師、アドバイザー等とのネットワークづくりや次年度の計画づくりを行います。

3 応募団体の資格

次の要件の全てを満たす若者グループ等（以下、「団体」という。）とします。法人格の有無は問いません。なお、前年度採択された団体は、ステップアップコースに応募することとし、前年度の課題解決を図る企画提案で2か年を限度として応募できます。

(1) 栃木県内に住民票を有する、又は栃木県出身の高校生から35歳以下の者（以下、「若者」という。）2人以上が中心となって活動する団体であること

※ 高校生が応募する場合は以下の点に留意してください。

ア 補助金申請等手続きを担うことができる者又は関係者が構成員に含まれていること

イ 「部活動」「生徒会」等での参加ではなく、任意の団体・グループで参加すること

(2) 構成員の過半数が若者であり、個人情報適切に管理し事業を確実に遂行する能力及び体制を有していること

(3) 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的としていないこと

(4) 団体の役員・構成員が次に該当しないこと

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 禁固以上の刑に処され、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者

エ 暴力団員による不当行為の防止等に関する法律の規定に違反、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律を犯したことにより、処罰刑に処せられ、執行終了日又は執行を受けることがなくなった日から2年未満の者

オ 暴力団の構成員（かつて構成員だった者を含む）又は関係者

4 募集する企画・提案

次の条件を満たす企画提案を募集し、優れたものに対して補助します。なお、応募は1団体につき1提案までとします。

(1) 募集テーマ

募集テーマであるア・イから1つを選択し、提案してください。アの場合は、○数字の「分野」を、イの場合は、SDGsの目標番号を選択してください。（分野・目標番号は、複数選択可とします。）

ア 「とちぎ青少年プラン」の重点項目及び地域づくり・地域活性化に関わるもの

- ① 若者間・異年齢間の交流促進
- ② 地域コミュニティの活性化
- ③ 伝統文化の継承
- ④ 困難を抱える青少年やその家族への支援

イ SDGs の 17 の目標に関するもの



目標1 [貧困]

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



目標10 [不平等]

各国内及び各国間の不平等を是正する



目標2 [飢餓]

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標11 [持続可能な都市]

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標3 [保健]

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標12 [持続可能な消費と生産]

持続可能な生産消費形態を確保する



目標4 [教育]

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標13 [気候変動]

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標5 [ジェンダー]

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



目標14 [海洋資源]

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標6 [水・衛生]

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標15 [陸上資源]

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



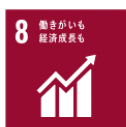
目標7 [エネルギー]

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



目標16 [平和]

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標8 [経済成長と雇用]

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



目標17 [実施手段]

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]

強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

(2) 応募区分

次の応募区分A・Bから1つを選択してください。

A：チャレンジコース（短期） 補助上限5万円【補助件数：8件程度】

- ・ 主に、「初めてのチャレンジ」となる事業や短期的に行うことが適している事業を中心としたもの

<例>

- ・ 夏祭り
- ・ 音楽祭
- ・ 遊び場の提供
- ・ 国際交流イベント
- ・ 進路相談会
- ・ テーマに沿ったシンポジウム
- ・ ○○教室の開催

B：ステップアップコース（中・長期） 補助上限10万円【補助件数：3件程度】

- ・ 中長期的に行うことが適している事業を中心としたもの
- ・ 事業の経験がある又は事業を行っている団体のさらなるステップアップのためのもの

※ アドバイザーによるブラッシュアップ研修を1回実施します。

<例>

- ・ 青少年の居場所づくり
- ・ 伝統工芸体験
- ・ 学習支援活動
- ・ 里山や棚田等環境改善/利活用
- ・ 海外にルーツをもつ青少年に関する活動
- ・ いじめ/不登校/障害/貧困への支援活動
- ・ 性的マイノリティに関する活動
- ・ 社会/地域課題の調査活動

(3) 募集する事業に関する留意事項

ア 次の全ての条件を満たす提案であること

- ① 若者ならではの独創性、先進性のある自発的な企画による事業
- ② 社会的・地域的課題の解決や地域の元気・魅力創出に相当の効果がある事業
- ③ 将来性のある事業展開が期待できる事業

イ 次のいずれにも該当しない提案であること

- ① 法令等に違反するものや政治、宗教に関わるもの
- ② 主に営利を目的とするもの
- ③ 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- ④ 既に国、県又は市町から補助又は委託を受けている（受ける見込みのある）もの

5 実施期間

補助対象事業として決定した日（令和4（2022）年7月2日）から令和5（2023）年1月末日までとします。なお、決定日以前の支出に関しては、「補助の対象外」とします。

6 補助内容

(1) 補助金額及び補助件数

事業の実施に要する経費に対して、各応募区分に応じた上限金額まで補助します。補助金は、事業終了後に「精算払い」となります。

A：チャレンジコース（短期） 補助上限 5 万円【補助件数：8 件程度】

B：ステップアップコース（中・長期） 補助上限 10 万円【補助件数：3 件程度】

(2) 補助対象経費

事業実施に要する経費のうち、下表のアにあるものを補助対象経費とし、下表のイの対象外経費（人件費や食糧費等）は補助金以外の収入等で支出することとします。

ア 補助対象経費

No.	区分	支出内容
1	報償費	講師への謝金
2	旅費	鉄道・高速道路使用料、イベントにおける車両の駐車料金
3	消耗品費	他の項目に含まれないすべての支出（単価 10 万円以内のもの）
4	印刷製本費	ちらし・パンフレットの印刷、書類の製本、写真現像代、コピー代
5	通信費	ハガキ・切手等の購入や郵便料金、WEB 会議システム使用料
6	保険料	事業実施時の保険料
7	使用料	会場利用料や設備使用料、レンタカー使用料
8	手数料	各種手数料
9	燃料費	ガソリン代（21 円/km）
10	広告料	デザイン費用、データ編集費用、システム作成料

イ 補助対象外経費

No.	区分	支出内容
1	人件費	構成員への給料
2	食糧費	会議・研修等での飲食費用
3	光熱水費	管理施設の光熱水費（家賃等も含む）
4	修繕費	管理施設及び管理物品の修繕費用
5	工事請負費	団体の財産形成につながる工事請負費用、備品購入費用
6	備品購入費	

※ キックオフ研修・ブラッシュアップ研修に要する経費（講師に係る謝金及び旅費に限る）は、県の負担とします。

(3) その他

補助事業実施において、参加料や協賛金、寄付金等の収入がある場合は、収支計画書及び収支決算書に必ず記載することとします。

7 エントリー方法

栃木県電子申請システムの申し込みフォームからのエントリー、又は所定の様式に必要事項を記載の上、「(4) 提出先」に、メール又は郵送、直接持参のいずれかで提出してください。

(1) エントリー期間

令和4(2022)年4月6日(水)～5月19日(木)

※ メール・持参の場合は5月19日(木)17時必着、郵送の場合は5月19日(木)の消印有効

(2) 提出書類

次の書類を作成し、1部提出してください。

ア エントリーシート・誓約書

イ その他参考資料(団体等の紹介パンフレット等)

※ エントリーシート・誓約書は、下記のQRコードからダウンロードすることができます。



令和4(2022)年度
とちぎユースチャレンジ応援事業のページ

(3) 留意事項

ア 応募に係る経費は、全て応募者の負担とします。

イ 提出された書類は、理由の有無にかかわらず、返却しません。

(4) 提出先

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁7階南側

栃木県 県民生活部 人権・青少年男女参画課 青少年育成担当

TEL: 028-623-3076 FAX: 028-623-3150

E-mail: seishonen-danjo@pref.tochigi.lg.jp

8 審査方法

(1) 審査機関

とちぎユースチャレンジ応援事業選考委員会（県内大学関係者、NPO 団体代表、民間企業代表者等の有識者によって組織する。）において審査を行います。

(2) 審査方法

「(3) 審査のポイント」を基準とし、審査会におけるプレゼンテーション及び事前に提出された様式 1～4 の書類をもとに審査を行います。

- | | |
|---------------|-------------------|
| ・ 企画提案書（様式 1） | ・ 応募団体等の概要書（様式 2） |
| ・ 事業計画書（様式 3） | ・ 収支計画書（様式 4） |

(3) 審査のポイント

<提出書類>

- ・ 募集要項に定めた要件を満たし、必要書類が提出期限内に全て提出されているか。
- ・ 必要事項が適切に記載されているか。書類に不備や誤字脱字がないか。

<プレゼンテーション>

- ・ 事業の目的及びコンセプトが明確かつ妥当であり、公益性を備えているか。
- ・ 応募テーマに沿った内容で、独創性、先進性、手法の工夫がみられる事業であるか。
- ・ 計画が実現できる体制があり、事業の手法は実現可能なものであるか。
- ・ 自主的に継続して行うことができ、さらなる発展が見込める事業となっているか。
- ・ 事業に要する経費の見積りは、過大あるいは過小ではないか。

(4) 審査会（プレゼンテーション）（非公開）

日時：令和 4 (2022) 年 7 月 2 日（土） ※時間は、参加団体数に応じて後日決定・通知 場所：とちぎ青少年センター 第 1、2 研修室（宇都宮市駒生 1-1-6）
--

- ・ 時間は、20 分程度とします。（プレゼンテーション：10 分、質疑：10 分程度）
- ・ プレゼンテーションでは、補足資料（A 4 両面 1 枚まで）を使用することができます。

(5) 留意事項

ア 書類提出期間

令和 4 (2022) 年 5 月 28 日（土）～6 月 16 日（木）必着 ※締切厳守・メールで提出

イ 情報公開への同意

団体等の名称と代表者名、事業名及びその概要は、県 HP 等で公表します。

ウ 選考された団体等の責務

- ① 選考された団体等は、栃木県が別に定める補助金交付要領の規定を遵守し、適正な経理処理の義務を負います。
- ② 県 HP において情報発信を行うために、関連する資料（印刷物、写真等）の提供に御協力をいただきます。
- ③ 印刷物や団体 HP 等で広報を行う場合は、「とちぎユースチャレンジ応援事業実施団体」であることを記載したり、栃木県への後援申請を行ったりしていただきます。
- ④ 県主催のイベントや新聞、ラジオ等の依頼（出演・原稿執筆）への対応、活動成果報告書の作成、次年度の当事業の研修会等で御協力をいただきます。